

北海道立市民活動促進センター指定管理者公募要項に関する 意見・質問への回答

令和6年8月23日

環境生活部くらし安全局道民生活課

番号	質 問	回 答
1	<p>【資料名／該当ページ】 公募要項 別添3「要求水準書」 3ページ</p> <p>【意見又は質問項目】 2 情報収集提供事業 ② 市民活動団体情報提供システムについて</p> <p>【意見又は質問の別】 質問</p> <p>【意見又は質問内容】 市民活動団体情報提供システムの保守管理・運營業務について、今後、経年劣化等の事由により同システム（平成24年から運用）が正常に稼働しない状態、または付随する業務の実施ができなくなった場合、指定管理者はどのような対応となりますでしょうか。</p>	<p>○ 市民活動団体情報提供システムが正常に稼働しない状態又は付随する業務の実施ができなくなった場合、その修繕に係る経費負担は、公募要項第1の2（5）「リスクの分担」のとおり取り扱うことになります。</p> <p>ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は「リスク分担表」に定めのないリスクが生じた場合は、道と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。</p> <p>また、修繕に伴い、行うことができる業務・行うことができない業務を確認しながら、協議の上、指定管理者が行う業務を決定します。</p>

(以上)